

県子ども・子育て支援事業支援計画における 特定教育・保育を行う者の見込み数等について

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）】

質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業（以下「特定教育・保育等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び特定教育・保育等を提供する事業者は、特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要である。

都道府県は、このための中心的な役割を担っており、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数を含む。）を定めること。この場合において、特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。この際、処遇改善を始めとする労働環境にも配慮すること。

平成26年12月11日
兵庫県子ども・子育て会議
教育・保育需給検討部会資料

1 「見込み数」の推計

(1) 基本的考え方

県子ども・子育て支援事業支援計画における需給計画を踏まえ、配置基準、実際の配置状況等に基づき、27～31年度の5年間に必要となる教育・保育を行う者の数、人材の供給見込み数を推計する。

その推計にあたっては、各市町計画の量の見込みにおける利用希望施設・事業に基づき、配置基準を充足するために最低限必要な人数と、現状の配置状況を踏まえた必要人数を算出する。

また、新制度に基づく今後の配置基準の改善など質向上の取り組みも踏まえ、ニーズの増大に的確に対応できるものとする。

(2) 推計方法

① 需要見込み

- ・ 各市町計画の量の見込みにおける利用希望施設・事業に基づき、以下のとおり2種類の必要見込み数を推計する。
- ・ なお、新制度で予定されている3歳児の配置基準の改善(20:1→15:1)については、次のとおりと仮定し算出する。

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
導入率	20%	40%	60%	80%	100%

- ・ また、保育教諭については、幼保連携型認定こども園における0～2歳児と3～5歳児に区分し、それぞれの配置基準に基づき算出する。(0～2歳児の担当は保育士から、3～5歳児の担当は幼稚園教諭から移行するものと仮定)

ア：基準上必要数(配置基準上、必要となる教育・保育人材数)

今後5年間の年齢毎のニーズに基づき、配置基準上必要となる人数を算出する。

区分	配置基準(幼稚園は学級編成基準)		
	保育所・小規模保育	家庭的保育	幼稚園
0歳	3 : 1	3 : 1	
1～2歳	6 : 1		
3歳	20 : 1		25 : 1
4歳～	30 : 1		35 : 1

イ：現状勘案必要数(現状の配置状況を踏まえた今後必要となる教育・保育人材数) [保育士]

平成26年4月1日現在の保育所従事保育士数(13,195人)と配置基準に基づく必要保育士数(8,191人)の割合(1.61)を毎年度の基準上必要数に乘じる。

[幼稚園教諭]

教員 1 人当たりの園児数の過去 5 年間の平均伸び率 (98.8% (下表のとおり)) を、毎年 5 月 1 日現在の教員 1 人当たりの園児数に乗じて、各年度の教員 1 人当たり園児数を算出する。

その数値を各年度の幼稚園希望児童数を上記数値 (98.8%) で除して算出する。

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	5年平均
園児数/教員数	14.7	14.5	14.2	14.3	14.2	13.9	—
対前年比	—	98.8%	98.0%	100.6%	99.0%	97.7%	98.8%

[保育教諭]

幼稚園及び保育所の加配現状係数(保育士常勤換算数/配置基準数と幼稚園教諭数/学級数の平均値：1.45 (国算出数値)) を乗じる。

[その他の従事者] (小規模保育における保育士以外の従事者、家庭的保育者及び同補助者)

保育士で算出した現状の加配職員割合 (1.61) を適用する。

② 供給見込み

- 平成 26 年 4 月 1 日現在の保育所・幼稚園等で働く職員数をベースに、過去の従事者数の推移等を勘案し、推計する。

[保育士]

新規就職者数として、平成 25 年度の実績 (1,508 人) を毎年度加える。

離職者数については、平成 25 年度内における離職率 (H25.4.1 現在の保育士数に占める割合:8.9%) を毎年度 4 月 1 日現在の保育士数に乗じた数を減ずる。

なお、保育を必要とする 2・3号認定子どものうち、幼保連携型認定こども園において保育教諭が保育する児童数とそれ以外の児童数の割合で上記数値を按分し、推計する。

[幼稚園教諭]

保育士と同様

[保育教諭]

以下の 2 つの値を合算する。

(保育士からの移行分)

保育士供給数 (A) に、2・3号認定子ども (教育施設希望を除く) の数 (B) のうち、幼保連携型認定こども園を希望する 0～2 歳児 (C) の割合を乗じる。
($=A \times C \div B$)

(幼稚園教諭からの移行分)

幼保連携型認定こども園の 3 歳以上児の配置基準に基づく数に 90.8% (0～2 歳を担当する保育士から移行する保育教諭の配置基準充足率) を乗じる。

[その他の従事者] (小規模保育における保育士以外の従事者、家庭的保育者及び同補助者)

H26.4.1 現在、小規模保育事業 (B・C 型) や家庭的保育事業に従事している保育従事者数に、保育所における新規就職と年度間離職率から算出した増減率 (1.7%) を乗じる。

(3) 推計結果

① 保育士

区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
需 要	基準上必要数(A)	8,758	9,055	8,560	8,463	8,470	8,401
	現状勘案必要数(B)	13,762	14,588	13,790	13,633	13,645	13,534
供 給(C)		13,762	13,044	12,683	12,610	12,698	12,809
差 引	A - C	5,004	3,989	4,123	4,147	4,228	4,408
	B - C	0	△1,544	△1,107	△1,024	△947	△725

② 幼稚園教諭

区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
需 要	基準上必要数(A)	2,568	2,640	2,479	2,378	2,331	2,296
	現状勘案必要数(B)	5,033	5,084	4,839	4,699	4,660	4,640
供 給(C)		5,033	4,482	4,242	4,153	4,162	4,173
差 引	A - C	2,465	1,842	1,763	1,775	1,831	1,877
	B - C	0	△602	△597	△546	△498	△467

③ 保育教諭

区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
需 要	基準上必要数(A)	—	1,907	2,828	3,236	3,335	3,388
	現状勘案必要数(B)	—	2,765	4,101	4,692	4,836	4,913
供 給(C)		—	1,602	2,505	2,942	3,094	3,199
差 引	A - C	—	△305	△323	△294	△241	△189
	B - C	—	△1,163	△1,569	△1,750	△1,742	△1,714

④ その他の従事者(小規模保育における保育士以外の従事者、家庭的保育者及び同補助者)

区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
需 要	基準上必要数(A)	38	242	197	224	222	220
	現状勘案必要数(B)	67	389	317	360	357	354
供 給(C)		67	67	68	69	70	71
差 引	A - C	29	△175	△129	△155	△152	△149
	B - C	0	△322	△249	△291	△287	△283

2 教育・保育人材を取り巻く現状・課題と確保・質向上に向けた県の取組

(1) 現状と課題

① 県内の保育所と幼稚園勤務者数

平成 26 年度の県内保育所、幼稚園で勤務する教育・保育人材は下記のとおり。

県内の保育所で勤務する保育士数（政令・中核市含む）	13,195 人
県内の幼稚園で勤務する幼稚園教諭数（教員補助員を含む）	5,033 人

※ 保育士数：H26. 4. 1 現在 幼稚園教諭数：H26. 5. 1 現在

※ 県内保育士資格登録数（H26. 4. 1 現在）：54,501 人

② 県内指定保育士養成施設卒業生の就職状況

平成 25 年度の県内保育士養成施設の卒業生のうち、保育所に就職したのは約 4 割。

	項 目	人 数	割 合
ア	県内指定保育士養成施設卒業者数	3,727 人	—
イ	アのうち保育士資格取得者	3,079 人	82.6%（イ/ア）
ウ	アのうち保育所就職者数	1,508 人	40.5%（ウ/ア）

※ 政令市、中核市所管分を含む

③ 保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない理由

国調査によると、潜在保育士が保育士として就職しない理由として、賃金や他職種への興味、責任の重さ等が挙げられている。

	理 由	割 合	備 考
ア	賃金が希望と合わない	46.8%	
イ	他職種への興味	43.1%	
ウ	責任の重さ・事故への不安	40.0%	

※H25. 8 厚労省「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」（複数回答可）

④ 賃金と平均勤続年数

国調査によると、幼稚園教諭、保育士の平均賃金と平均勤続年数は下記のとおり。

職 種	平均月収	平均勤続年数
保育士	213.2 千円	7.6 年
幼稚園教諭	225.9 千円	7.5 年

※「H25 賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」

⑤ 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有状況

国調査によると、保育所、幼稚園勤務者の 8 割近くが免許・資格を併有している。

職 種	現職全体	新規卒業者（就職者）
保育所	76%	87%
幼稚園	75%	80%（推計）

※「H22 文部科学省調査」「H22 厚生労働省調査」より

(2) 確保方策と教育・保育の質の向上

教育・保育人材の確保に向け、処遇改善に取り組むとともに、県内各市町や教育・保育関係団体とも連携しつつ、質向上に向けた人材育成に取り組む。

また、養成施設の学生等に対する就職説明会等の支援や、潜在保育士の再就職支援、現在勤務している職員の就業継続支援や負担軽減等に取り組むなど就業促進、就業継続にも取り組む。

① 保育士等の処遇改善

ア 職員給与の改善、キャリアアップの推進

職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算率を基に、公定価格に加算する処遇改善等加算により、私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善を実施。

＜改善率＞ まずは3%を上乗せ

② 教育・保育人材の育成

ア 保育士研修等事業

(7) 保育士養成施設に対する働きかけ・就職斡旋機能の強化

保育士養成施設の学生等に対する就職説明会等の開催費用を支援

＜研修事例＞ ・保育士養成施設の在学学生に対する就職説明会
・高校を訪問し保育士の仕事の魅力を伝達

(4) 保育の質の向上のための研修

市町が行う、保育所の職員等を対象とする研修の実施費や、保育所職員等の研修参加費用への補助を支援

＜研修事例＞ ・保育所に勤務する保育士及び保育士以外(看護師、調理員、事務職員など)の職員

イ 私立幼稚園高校生保育体験推進事業

私立幼稚園における高校生の保育体験に要する費用を支援

ウ 幼稚園教員人材育成事業

私立幼稚園において、未就職卒業者や結婚や出産等による離職者を雇用し、実践的な知識や技能を取得させるための研修を通じて、幼稚園教員として即戦力となる人材を育成する。

エ 保育教諭確保のための資格・免許取得支援

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園免許状と保育士資格両方の免許・資格を有する必要があることから、どちらか一方しか所持していない職員に対し、もう一方の資格又は免許取得を支援する。

＜事業内容＞ ・養成施設受講料等補助
・代替職員雇上費の支援

③ 教育・保育人材の就業促進等

ア 保育士・保育所支援センター事業

保育士の専門性向上と質の高い保育人材の安定確保に向け、保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士に対する職業紹介など就職支援を行う。

＜事業主体＞ 兵庫県（兵庫県保育協会に委託）、神戸市

＜事業内容＞ 潜在保育士の就職支援、出張相談、就職説明会、研修等

イ 保育士研修等事業

(7) 潜在保育士に対する再就職前の実技研修

潜在保育士の再就職を支援する研修を実施するための費用を支援。

＜研修事例＞ 保育所への再就職を希望する保育士に対する現場復帰に必要な研修や再就職前の就職予定保育所での実技研修等

(4) 保育所管理者等に対する保育士就業継続支援研修

保育所の管理者等に対する就業継続支援研修を実施するための費用を支援。

＜研修事例＞ 保育所の経営者・管理者を対象とした、人事管理や職場環境改善等の研修等

(7) 中堅保育士等に対する就業継続支援研修

新人保育士の就業継続に向けた、先輩保育士等に対する研修を実施するための費用を支援。

＜研修事例＞ 中堅保育士に対する新人保育士とのコミュニケーション力の向上のための研修等